

# 旭川医科大学ネーミングライツ事業ガイドライン

令和8年1月策定

## (目次)

1. ネーミングライツ事業の趣旨	1
2. 対象とする施設等	1
3. ネーミングライツ料	1
4. 期間	2
5. 事業募集の方法	2
6. 応募資格	2
7. 愛称等の付与条件	3
8. 応募手続き	3
9. 審査項目及び審査ポイント	3
10. 契約の締結・更新	4
11. 愛称等の表示、使用等に伴う費用負担	4
12. ネーミングライツパートナーの特典	5
13. 第三者に対する損害賠償責任	5
14. 契約の解除	5
15. 透明性及び公平性の確保	6
16. 問い合わせ先	6

### (参考) ネーミングライツ事業実施の流れ

・ネーミングライツ事業実施の流れ（施設特定型）	7
・ネーミングライツ事業実施の流れ（提案募集型）	8

## 1. ネーミングライツ事業の趣旨

国立大学法人旭川医科大学は、本学及び地域の活性化、民間企業等と連携する機会の拡大をすすめるとともに、施設の維持・管理を主とする教育研究環境基盤強化のための新たな原資獲得のため、令和8年2月よりネーミングライツ事業を開始し、本事業の趣旨について、ご理解・ご賛同いただける方（以下、「ネーミングライツパートナー」とします）を募集しています。

ネーミングライツパートナーとなった方には、本学の対象施設に愛称等（以下「愛称等」とします）を設定することができる命名権を付与します。ネーミングライツパートナーは、本学の施設及び構内に設定した愛称等の看板や室名サイン（以下、「看板等」とします）を設置できるほか、本学のネーミングライツパートナーであることを自身の広報媒体などで広く周知することができます。

また、本学はネーミングライツパートナーと契約を締結したこと及び対象施設に設定された愛称等を本学ホームページで周知するほか、大学が発行する広報誌等にて幅広く使用するなど普及に努めます（各種届出など正式名称の使用が望まれる場合は除きます。年度途中に契約開始となる場合には、本学広報誌等における愛称の記載は翌事業年度に発行される広報誌等からとさせていただきます。）。

## 2. 対象とする施設等

ネーミングライツ事業の対象とする施設等は、講義室や学生食堂、図書館、体育館その他大学に属する施設等とし、病院や学内共同利用施設は除きます。

## 3. ネーミングライツ料

ネーミングライツ料は、本学が定める最低希望価格以上の金額かつネーミングライツパートナーが「ネーミングライツパートナー申込書」で提示した金額となります。ネーミングライツ料は、本学が発行する請求書により事業年度ごとに一括にて納入いただくものとし、納入されたネーミングライツ料は原則返還しません。

また、ネーミングライツ料に代えて、空調設備の取付やグラウンド整備等の本学施設整備や機器を寄贈いただくことも可能です。この場合、施設整備や機器の再調達価格をネーミングライツ料とし、施設整備・寄贈いただいたものはいかなる場合にも返還できませんので、あらかじめご了承ください。

※「ネーミングライツパートナー申込書」に記載いただく金額は、審査項目となっております。より高額のご提案であるほど、高く評価されます。

## 4. 期間

ネーミングライツの付与期間は3年以上5年以内とします。

更新を希望される場合は、契約期間満了の3カ月前までに本学にその旨を文書にて通知してください。

## 5. 事業募集の方法

本学のネーミングライツパートナーの募集には、「施設特定型」及び「提案募集型」の2種類があります。いずれも、本学公式ホームページにて公募（募集）いたします。募集にかかる必要書類等詳細は、募集時に公開する募集要項に記載します。

※「施設特定型」…本学が指定する対象施設等についてネーミングライツパートナーを希望する事業者等を公募し、ネーミングライツを付与するもの。

※「提案募集型」…ネーミングライツパートナーを希望する事業者等から希望する場所及び愛称等の提案を募集し、ネーミングライツを付与するもの。

## 6. 応募資格

本学のネーミングライツパートナーに応募いただくことができる事業者等は、次のいずれにも該当しないものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- (2) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (3) 社会問題を起こしているもの
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- (5) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営むもの（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定するものを除く。）
- (6) 賭け事に関する業種に属する事業を行うもの
- (7) 政治団体又は政治団体と資本関係若しくは人的関係を有するもの
- (8) 宗教団体又は宗教団体と資本関係若しくは人的関係を有するもの
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの又は申立てがなされているもの
- (10) 国税、地方税等を滞納しているもの
- (11) その他ネーミングライツパートナーとして適当でないと本学が認めるもの

## 7. 愛称等の付与条件

愛称等は応募書類に記載いただくこととし、本学で審議のうえ決定します。また、本学の教育研究診療等大学運営に支障をきたすもの、あるいは大学施設にふさわしくないものとして、以下に該当するものは使用できません。

- (1) 法令、規則等に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 反社会的勢力からの申し込みによるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの
- (5) 宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
- (6) 社会問題についての主義主張などに関するもの
- (7) 個人、団体又は組織等の名刺広告に関するもの
- (8) 社会的批判を招くおそれのあるもの
- (9) 取扱商品などの性質上、消費者とのトラブルが想定されるもの
- (10) 風俗営業及びそれに類似した業種に関するもの
- (11) たばこの広告や喫煙を促すもの
- (12) アルコール飲料の広告や飲酒を促すもの
- (13) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (14) 賭博、ギャンブルに関するもの
- (15) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (16) 本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの
- (17) その他愛称等として適当でないと本学が認めるもの

## 8. 応募手続き

本学公式ホームページ等にて公募（募集）しますので、募集要項をご確認のうえ、必要書類を持参、郵送又は託送し応募してください。

ご応募いただいた書類について、旭川医科大学ネーミングライツ審査委員会にて審査を行い、後日、審査結果を通知します。

## 9. 審査項目及び審査のポイント

ご応募いただいた書類は、次の審査項目をもとに、ネーミングライツ審査委員会において総合的に判断・審査します。なお、応募者の多寡にかかわらず、選定とならない場合もあります。

審査項目		要件、基準等
資格要件	資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募資格を満たしているか</li> <li>・経営基盤が安定しているか 等</li> </ul>
	愛称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本学が使用できないものとしているものでないか</li> <li>・本学のイメージを損なうものでないか</li> <li>・本学構成員、地域住民等に親しみやすいものであるか 等</li> </ul>
選考基準	希望契約期間	3年から5年の間で、長いものほど高評価とする。
	ネーミングライツ料	「3. ネーミングライツ料」を参照。 高額の提案ほど高評価とする。
判定	資格要件や選考基準等を勘案し、総合的に判断する。	

※ その他希望事項・付帯事項等がありましたら、ネーミングライツパートナー申込書にご記入ください。採否について審議させていただきます。

## 10. 契約の締結・更新

本学は、ネーミングライツ事業にご応募いただいた事業者等の中からネーミングライツパートナーを選定し、ネーミングライツに係る契約を締結します。

## 11. 愛称等の表示、使用等に伴う費用負担

ネーミングライツパートナーは設定した愛称等を記載した看板等を、本学施設及び構内に設置することができます。その設置、変更、維持管理に係る一切の経費（通信費や光熱水料等を含む）及び契約終了後の原状回復に要する費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします（ネーミングライツ料とは別にご負担いただきます）。

契約締結後に発行される本学広報誌等や公式ホームページへの掲載にかかる費用は、本学が負担することとします。

## 1 2. ネーミングライツパートナーの特典

ネーミングライツパートナーには、次の特典があります。なお、付与された特典・権利を第三者に譲渡、転貸することはできません。

- (1) 対象施設に本学が認めた愛称等を設定すること。
- (2) 対象施設及び大学構内に対象施設の愛称等を表示する看板等を設置すること（ただし、具体的なサイズ、色彩、設置場所及び掲示方法等については本学との事前協議が必要です）。
- (3) 対象施設のネーミングライツを付与されていることを、ネーミングライツパートナーの管理する媒体やその他の媒体（ホームページや出版物等）で表示すること（ただし、事前に本学の了承を得るものとします）。
- (4) 契約終了に伴い、対象施設のネーミングライツパートナーを募集する場合の優先交渉権。
- (5) その他希望事項・付帯事項としてネーミングライツパートナー申込書に記載されたもののうち、本学が認めたもの。

## 1 3. 第三者に対する損害賠償責任

ネーミングライツパートナーは、設定した愛称等に関する一切の責任を負うこととなり、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理又は第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはなりません。

設定した愛称やネーミングライツパートナーが設置した看板等ネーミングライツに付随するものが、商標権等の知的財産を侵害した場合や、第三者に損害が生じた場合には、ネーミングライツパートナーが損害賠償責任を負うものとします。ただし、本学の責めに帰すべき事由がある場合には、その責任の範囲において本学が損害賠償責任を負うものとします。

## 1 4. 契約の解除

本学及びネーミングライツパートナーは、契約相手方が次のいずれかに該当する場合には、契約を解除できることとします。契約解除に伴う原状回復のために要する費用は、ネーミングライツパートナーが負担することとします。既納のネーミングライツ料は原則返還しませんが、(1)から(3)の場合で本学に非があると認められる場合、(7)及び(8)を理由とした場合の契約解除にあっては、未履行分について日割りにより計算し返還します。ネーミングライツ料に代えて施設整備又は物品の寄贈を行った場合には、すべての場合においていかなる返還も行いません。

- (1) 本契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。

- (2) 正当な理由なく、本契約に定める義務を履行しないとき。
- (3) 本契約に定める条項に違反した場合。
- (4) ネーミングライツパートナーについて、法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為その他社会的信用を失墜する行為を行ったとき。
- (5) ネーミングライツパートナーが、ネーミングライツパートナー応募時の応募資格を満たさなくなったとき。
- (6) ネーミングライツパートナーの事情等により愛称等の維持が困難となったとき。
- (7) 本学が実施する改修工事等により、愛称等の維持が困難となったとき。
- (8) 災害により、愛称等の維持が困難となったとき。

## 15. 透明性及び公平性の確保

ネーミングライツ事業の実施にあたっては、本学及びネーミングライツパートナーは便宜供与、利益供与、利益相反等とみなされる行為がないように、事業期間中及び事業満了後も透明性や公平性の確保に努めるものとします。

## 16. 問い合わせ先

国立大学法人旭川医科大学 事務局 施設課施設企画係

〒078-8510

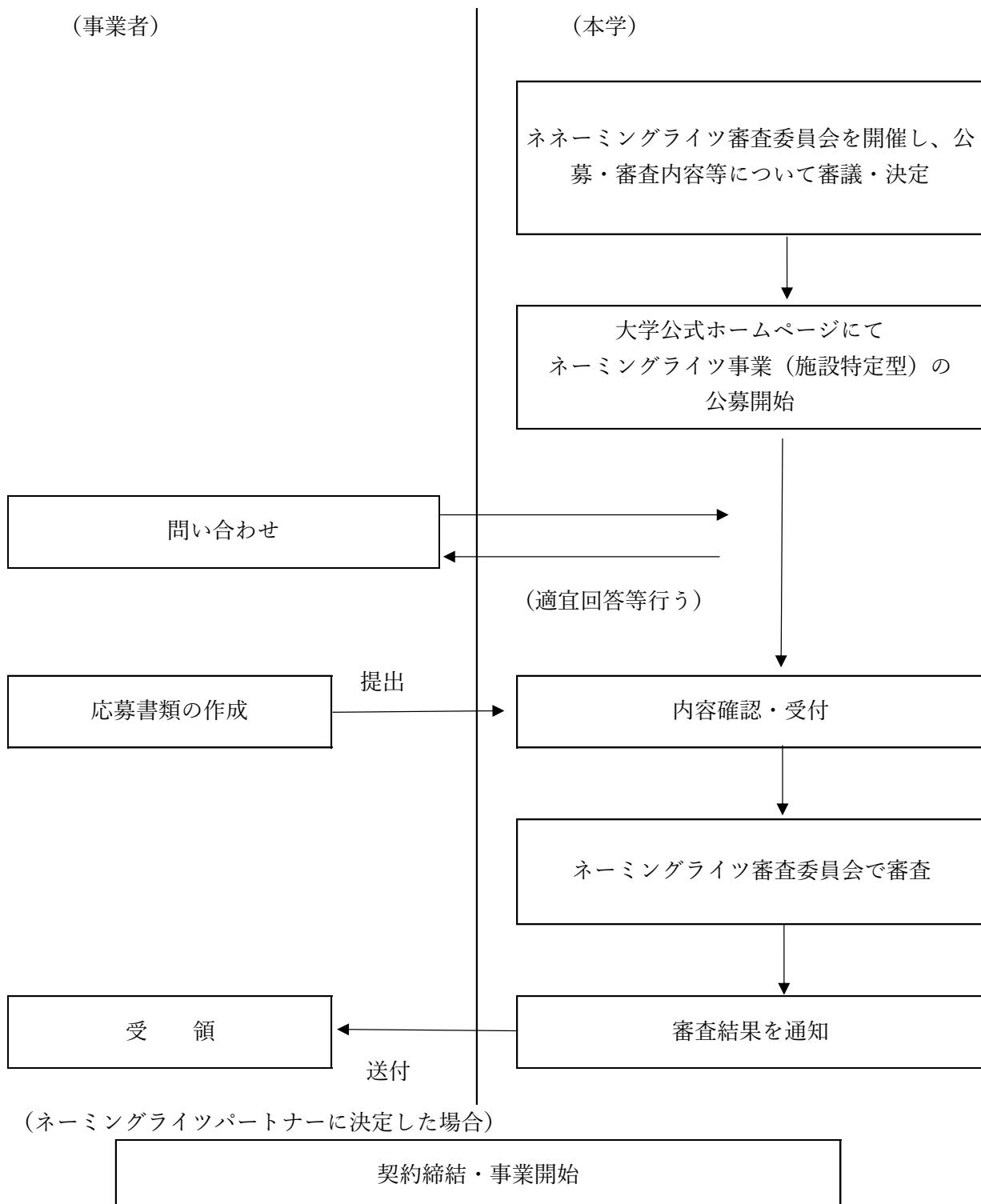
北海道旭川市緑が丘東2条1丁目1番1号

電話番号：0166-68-2173（直通）

メールアドレス：[sis-kikaku@asahikawa-med.ac.jp](mailto:sis-kikaku@asahikawa-med.ac.jp)

(参考)

## ネーミングライツ事業 業務実施フロー図（施設特定型）



(参考)

## ネーミングライツ事業 業務実施フロー図（提案募集型）

